

届出の理由欄の記入例

部局受付日	2023年 4月 3日
担当者	丹東
通勤届	有 ・ (無)

住 居 届

(2023 年 4 月 3 日提出)

長崎大学長 殿	所属部局名	工学部 構造工学科						連絡先内線番号	5678
	職員番号	8	3	0	0	0	0	氏 名	工学 華雄

住居手当支給細則第4条の規定に基づき、居住の実情、住宅の所有関係等を届け出ます。

※この届が事実発生日から15日経過後に提出された場合、手当が支給されない月が生じることがあります。

自署または押印

届出の理由 (給与規程第15条第1項) <該当する□に✓印を付する。>	(届出の理由が生じた日)
<input checked="" type="checkbox"/> 1 新規 (<input checked="" type="checkbox"/> 第1号 (本人借家) <input type="checkbox"/> 第2号 (単身赴任の留守宅))	2023 年 4 月 1 日
<input type="checkbox"/> 2 支給要件の喪失 (<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号) (理由: <input type="checkbox"/> 持家に転居, <input type="checkbox"/> 契約者でなくなる, <input type="checkbox"/> その他)	
<input type="checkbox"/> 3 転居 (1又は2に該当する場合を除く)	
<input type="checkbox"/> 4 契約関係の変更	
<input type="checkbox"/> 5 家賃額の改定	
<input type="checkbox"/> 6 その他 ()	

「届出の理由」は、以下の区分を参照

1 新規

新規採用者が借家に居住している場合

住居手当未受給者が新たに借家に入居した場合

単身赴任手当受給者の配偶者等が借家に居住している(入居した)場合

2 支給要件の喪失

住居手当受給者が借家を退去し、退去後は住居手当に該当しない場合

借家の契約者を変更したことに伴い住居手当の支給要件がなくなった場合など

単身赴任手当受給者の配偶者等が自宅に入居した場合など

3 転居

借家→借家の場合で、転居の前後とも住居手当の支給要件に該当する場合

(どちらか一方が支給要件に該当しない場合は「1.新規」または「2.支給要件の喪失」となります。)

4 契約関係の変更

借家の貸主が変更した場合で、変更の前後とも住居手当の支給要件に該当する場合

(どちらか一方が支給要件に該当しない場合は「1.新規」または「2.支給要件の喪失」となります。)

5 家賃額の改定

借家の家賃額が変更になった場合

6 その他

その他の異動・移転で、変更の前後とも住居手当の支給要件に該当する場合

(どちらか一方が支給要件に該当しない場合は「1.新規」または「2.支給要件の喪失」となります。)

備考

新規の例

部局受付日 2023年 4月 3日

担当者 丹東

通勤届 有 無

住居届

(2023年 4月 3日提出)

所属部局名		工学部					連絡先内線番号		5678	
職員番号		3	8	3	0	0	0	0	0	0
氏名		工 学 花 子					印			

住居手当支給細則第4条の規定に基づき、居住の実情、住宅の所有関係等を届け出ます。

※この届が事実発生日から15日経過後に提出された場合、手当が支給されない月が生じる場合があります。

届出の理由（給与規程第15条第1項）＜該当する□に✓印を付する。＞

1 新規（ 第1号（本人借家） 第2号（単身赴任の留守宅））

2 支給要件の喪失（ 第1号 第2号）（理由： 持家に転居， 契約者でなくなる， その他）

3 転居（1又は2に該当する場合を除く）

4 契約関係の変更

5 家賃額の改定

6 その他（ ）

（届出の理由が生じた日）
2023年 4月 1日

借家・借間 (給与規程第十五条第一項第一号)	契約開始日	2017年 5月 3日から	住宅への入居日	2017年 5月 3日から	
	住宅の所在地	長崎市横尾8丁目13-11-303			部屋番号まで記入してください。
	住宅所有者	大宅 汰門 続柄(他人)	住所	長崎市大橋町99-88	
	住宅の貸主	大宅 汰門 続柄(他人)	住所	長崎市大橋町99-88	
	住宅の借主	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 <input type="checkbox"/> 続柄() が <input checked="" type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる { 続柄() }			
	家賃 (共益費・駐車場代等は含まない)	月額	70,000 円	左記家賃には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(まかない付き下宿代)	

借家・借間 (留守宅) (給与規程第十五条第二号)	契約開始	住宅への入居日	年 月 日から	
	住宅の所在	支払総額ではなく、家賃額のみ記入してください。		
	住宅所有者	続柄()	住所	
	住宅の貸主	続柄()	住所	
	住宅の借主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 <input type="checkbox"/> 共同名義人が <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる { 続柄() }		
	家賃 (共益費・駐車場代等は含まない)	月額	円	左記家賃には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(まかない付き下宿代)

記入上の注意

1 「届出の理由」欄中新規及び支給要件の喪失については、届出に係る住宅の種類に応じて、職員が居住する借家・借間にあつては第1号、配偶者等が居住する借家・借間にあつては第2号のそれぞれ該当する箇所に✓印を付すものとする。

2 「家賃」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まない額を記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合(例:光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例:まかない付き下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又はまかない付き下宿代)を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものに✓印を付すものとする。

備考

転居の例

部局受付日 2023年 5月 8日
担当者 丹東
通勤届 有 ・ 無

住居届

(2023年 5月 8日提出)

長崎大学長 殿	所属部局名	工学部 構造工学科					連絡先内線番号	5678		
	職員番号	8	3	0	0	0	0	0	氏名	工学 華雄

住居手当支給細則第4条の規定に基づき、居住の実情、住宅の所有関係等を届け出ます。
※この届が事実発生日から15日経過後に提出された場合、手当が支給されない月が生じる場合があります。

届出の理由 (給与規程第15条第1項) <該当する□に✓印を付する。>
 1 新規 (□ 第1号 (本人借家) □ 第2号 (単身赴任の留守宅))
 2 支給要件の喪失 (□ 第1号 □ 第2号) (理由: □ 持家に転居 □ 契約者でなくなる □ その他)
 3 転居 (1又は2に該当する場合を除く) **①賃貸契約、②入居、③家賃の支払いの3要件を満たした日**
 4 契約関係の変更
 5 家賃額の改定
 6 その他()

(届出の理由が生じた日) 2023年 5月 3日

借家・借間 (給与規程第十五条第一項第一号)	契約開始日	2023年 5月 1日から	住宅への入居日	2023年 5月 3日から
	住宅の所在地	長崎市文教町39-2-105 部屋番号まで記入してください。		
	住宅所有者	矢主五郎 続柄(他人)	住所	福岡市東区箱崎9-3-4-101
	住宅の貸主	矢主五郎 続柄(他人)	住所	福岡市東区箱崎9-3-4-101
	住宅の借主	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 □ 扶養親族 続柄は、必ず記入してください。他人/親族(父母、祖父母等) <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる		
	家賃 (共益費・駐車場代等は含まない)	月額 92,000円 (2023年 5月 1日から)	左記家賃には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(まかない付き下宿代)	

借家・借間 (留守宅) (給与規程第十五条第一項第二号)	契約開始日	支払総額ではなく、家賃額のみ記入してください。	住宅への入居日	年 月 日から
	住宅の所在地			
	住宅所有者	続柄()	住所	
	住宅の貸主	続柄()	住所	
	住宅の借主	<input type="checkbox"/> 本人 □ 扶養親族 <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる		
家賃 (共益費・駐車場代等は含まない)	月額 円 (年 月 日から)	左記家賃には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(まかない付き下宿代)		

記入上の注意

- 「届出の理由」欄中新規及び支給要件の喪失については、届出に係る住宅の種類に応じて、職員が居住する借家・借間にあつては第1号、配偶者等が居住する借家・借間にあつては第2号のそれぞれ該当する箇所に✓印を付すものとする。
- 「家賃」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まない額を記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合(例:光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例:まかない付き下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又はまかない付き下宿代)を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものに✓印を付すものとする。

備考

家賃額の改定の例

家賃の改定のみで通勤手当に変更は無く、同時に通勤届は提出しないので「無」

部局受付日 2023年 4月 7日
 担当者 丹東
 通勤届 有 ・ **無**

住 居 届

(2023年 4月 7日提出)

長崎大学長 殿	所属部局名	工学部					連絡先内線番号	5678	
	職員番号	3	8	3	0	0	0	0	氏名 (自署または押印)

住居手当支給細則第4条の規定に基づき、居住の実情、住宅の所有関係等を届け出ます。
 ※この届が事実発生日から15日経過後に提出された場合、手当が支給されない月が生じる場合があります。

届出の理由 (給与規程第15条第1項) <該当する□に✓印を付する。>
 1 新規 (□ 第1号 (本人借家) □ 第2号 (単身赴任の留守宅))
 2 支給要件の喪失 (□ 第1号 □ 第2号) (理由: □持家に転居, □契約者でなくなる, □その他)
 3 転居 (1又は2に該当する場合を除く)
 4 契約関係の変更
 5 家賃額の改定
 6 その他 (

(届出の理由が生じた日) 2023年 4月 1日

借家・借間 (給与規程第十五条第一項第一号)	契約開始日	2020年 4月 1日から	住宅への入居日	2020年 4月 1日から	
	住宅の所在地	長崎市横尾8丁目13-11-303			部屋番号まで記入してください。
	住宅所有者	大宅 汰門 続柄(他人)	住所	長崎市大橋町99-88	
	住宅の貸主	大宅 汰門 続柄(他人)	住所	長崎市大橋町99-88	
	住宅の借主	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 続柄は、必ず記入してください。他人/親族(父母、祖父母等)		<input checked="" type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる 共同義人が	続柄() ()
	家賃 (共益費・駐車場代等は含まない)	月額 92,000円 (2023年 4月 1日から)	左記家賃には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(まかない付き下宿代)		

借家・借間 (留守宅) (給与規程第十五条第一項第二号)	契約開始日	支払総額ではなく、家賃額のみ記入してください。()内は、新家賃の改定日を記入してください。		住宅への入居日	年 月 日から
	住宅の所在				
	住宅所有者		住所		
	住宅の貸主		住所		
	住宅の借主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 共同義人が		<input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる 共同義人が	続柄() ()
	家賃 (共益費・駐車場代等は含まない)	月額	円	左記家賃には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(まかない付き下宿代)	

記入上の注意

- 「届出の理由」欄中新規及び支給要件の喪失については、届出に係る住宅の種類に応じて、職員が居住する借家・借間にあつては第1号、配偶者等が居住する借家・借間にあつては第2号のそれぞれ該当する箇所に✓印を付すものとする。
- 「家賃」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まない額を記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合(例:光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例:まかない付き下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又はまかない付き下宿代)を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものに✓印を付すものとする。

備考

支給要件の喪失の例

部局受付日 2023年 5月 2日

担当者 丹東

通勤届 有 ・ 無

住 居 届

(2023年 5月 2日提出)

長崎大学長 殿	所属部局名	工学部 構造工学科					連絡先内線番号	5678	
	職員番号	8	3	0	0	0	0	0	氏名 (自署または押印)

住居手当支給細則第4条の規定に基づき、居住の実情、住宅の所有関係等を届け出ます。

※この届が事実発生日から15日経過後に提出された場合、手当が支給されない月が生じる場合があります。

届出の理由 (給与規程第15条第1項) <該当する□に✓印を付する。>

1 新規 (□ 第1号 (本人借家) □ 第2号 (単身赴任の留守宅))

2 支給要件の喪失 (第1号 □ 第2号) (理由: 持家に転居, □ 契約者でなくなる, □ その他)

3 転居 (1又は2)

4 契約関係の変更

5 家賃額の改定

6 その他 (

支給要件に該当しなくなった理由にチェックを入れてください。
「その他」の場合は、下部の備考欄に理由を記入してください。

(届出の理由が生じた日)
2023年 4月 29日

(給与規程第十五条第一項第一号) 借家・借間	契約開始日	年 月 日から	住宅への入居日	2023年 4月 29日から
	住宅の所在地	諫早市白岩町59-9		
	住宅所有者	続柄()		
	住宅の貸主	続柄()		
	住宅の借主	<input type="checkbox"/> 本人 □ 扶養親族 □ いない } 続柄() 共同名義人が <input type="checkbox"/> いる ()		
	家賃 (共益費・駐車場代等は含まない)	月額 () 円 () 年 月 日から	左記家賃には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(まかない付き下宿代)	

(給与規程第十五条第二項第二号) 借家・借間(留守宅)	契約開始日	年 月 日から	住宅への入居日	年 月 日から
	住宅の所在地			
	住宅所有者	続柄()	住所	
	住宅の貸主	続柄()	住所	
	住宅の借主	<input type="checkbox"/> 本人 □ 扶養親族 □ いない } 続柄() 共同名義人が <input type="checkbox"/> いる ()		
	家賃 (共益費・駐車場代等は含まない)	月額 () 円 () 年 月 日から	左記家賃には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(まかない付き下宿代)	

記入上の注意

- 「届出の理由」欄中新規及び支給要件の喪失については、届出に係る住宅の種類に応じて、職員が居住する借家・借間にあつては第1号、配偶者等が居住する借家・借間にあつては第2号のそれぞれ該当する箇所に✓印を付すものとする。
- 「家賃」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まない額を記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合(例:光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例:まかない付き下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又はまかない付き下宿代)を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものに✓印を付すものとする。

備考